

埼内管第11-2号
令和8年3月13日

一般社団法人 全日本釣り団体協議会長 様

埼玉県内水面漁場管理委員会
会長 佐野 元彦

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示について(通知)

標記の件について、別添写しのとおり令和8年3月13日付けで告示しましたので通知します。

つきましては、貴団体の構成員に対し周知徹底くださるようお願いいたします。

事務局 埼玉県農林部生産振興課
花き・果樹・特産・水産担当
電話 048-830-4151
FAX 048-830-4843

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和八年三月十三日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 佐野元彦

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで